

療養通所介護 （改定の方角性）

1. これまでの分科会における主なご意見
2. 現状と課題及び論点
3. 参考資料



1. これまでの分科会における主なご意見

2. 現状と課題及び論点

3. 参考資料

これまでの分科会における主なご意見

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいた
ご意見について事務局の責任で整理したもの

<療養通所介護>

(サービス提供の在り方)

- 療養通所介護の体制は、利用者対看護職員または介護職員が1.5対1と手厚く、難病等の重度要介護者、がん末期、重症心身障害者の方々を受け入れ、医療ニーズを有する中重度の要介護者の居場所として重要な役割を発揮している。療養通所介護を活用しながら、住み慣れた地域・自宅での生活を希望する利用者と家族を支えるためには、安定的なサービス提供を維持できるよう、基本報酬の見直しの検討や重度者ケア体制加算といった包括報酬以外の加算を適切に評価・拡充することが方策の一つである。
- 療養通所介護は、事業所数、利用者数は減少傾向にあり、サービス基盤の維持が課題となっている。常時観察、医療的ケア、急変時対応など、高い専門性が求められ、職員の身体的・精神的負担は深刻と聞いている。医療ニーズの高い利用者の地域生活を支えるため、重度者対応に伴う負担や専門性を適切に評価していく必要がある。
- 療養通所介護の事業所数は平成31年をピークに減少しており、全国で70か所で、利用者数も減少傾向であるが、医療と介護の両方のニーズがある方の通所であり、医療機関や老健施設併設の通所リハビリテーションがそのニーズを受けているのではないかと推察する。今後、療養通所介護の利用者は、医療と介護の両方のニーズに対応ができてリハビリテーションも提供できる通所リハビリテーション事業所において、そのニーズを受けていくことができるのではないかと推察する。

1. これまでの分科会における主なご意見



2. 現状と課題及び論点

3. 参考資料

論点：サービス提供の在り方について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
-----------------------------------	---

療養通所介護の報酬

基本サービス費

イ 地域密着型通所介護費（1日につき）
（略）

ロ 療養通所介護費（1月につき）

12,785単位/月

ハ 短期利用療養通所介護費（1日につき）

1,335単位/日

+

-

利用者の状態に応じたサービス提供や 事業所の体制に対する加算・減算

口腔・栄養スクリーニング
加算（6月に1回）

（Ⅰ：20単位、Ⅱ：5単位/回）

介護職員等処遇改善加算

（（Ⅰ）イ11.7%/月、ロ12.7%/月
（Ⅱ）イ11.5%/月、ロ12.5%/月
（Ⅲ）10.5%/月、（Ⅳ）8.9%/月）

定員を超えた利用や
人員配置基準に違反

（▲30%）

高齢者虐待防止措置未
実施

（▲1%/日）

業務継続計画未策定

（▲1%/日）

中山間地域等での
サービス提供（+5%/月）

サービス提供体制強化加算

（ロ（Ⅲ）イ：48単位/月、ロ24単位/月）
（ハ（Ⅲ）：イ12単位/日、ロ6単位/日）

重度者ケア体制加算

（ロ：150単位/月）

入浴介助を行わない場合

（ロ：▲5%）

サービス提供量が過少である場合

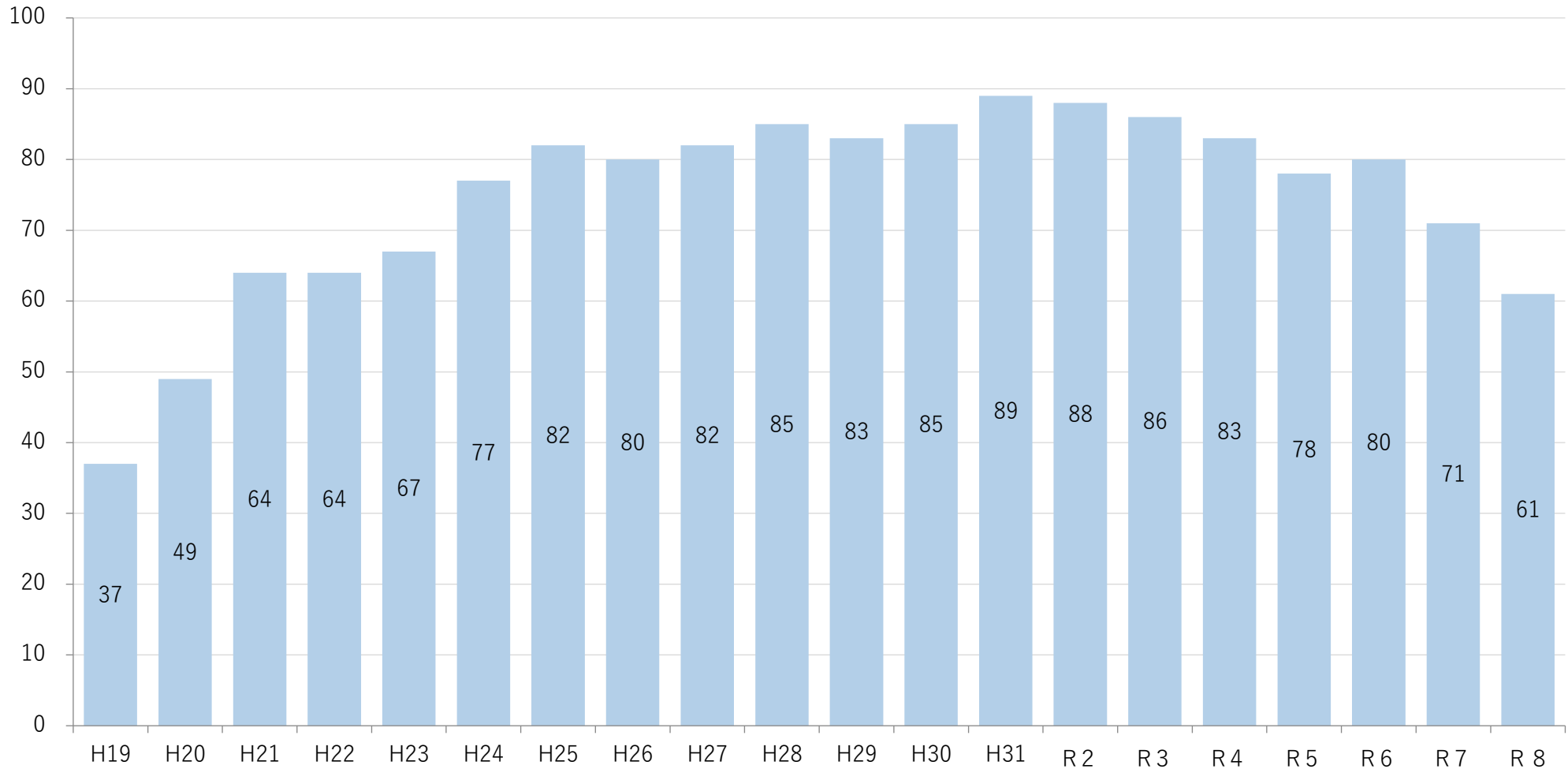
（登録者1人当たり平均回数5回未満/月）
（ロ：▲30%）

（注）※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外
（注）加算・減算は看護に関連するもののみ抜粋

療養通所介護の請求事業所数

○請求事業所数は60ヶ所程度であり、近年減少している。

(事業所)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

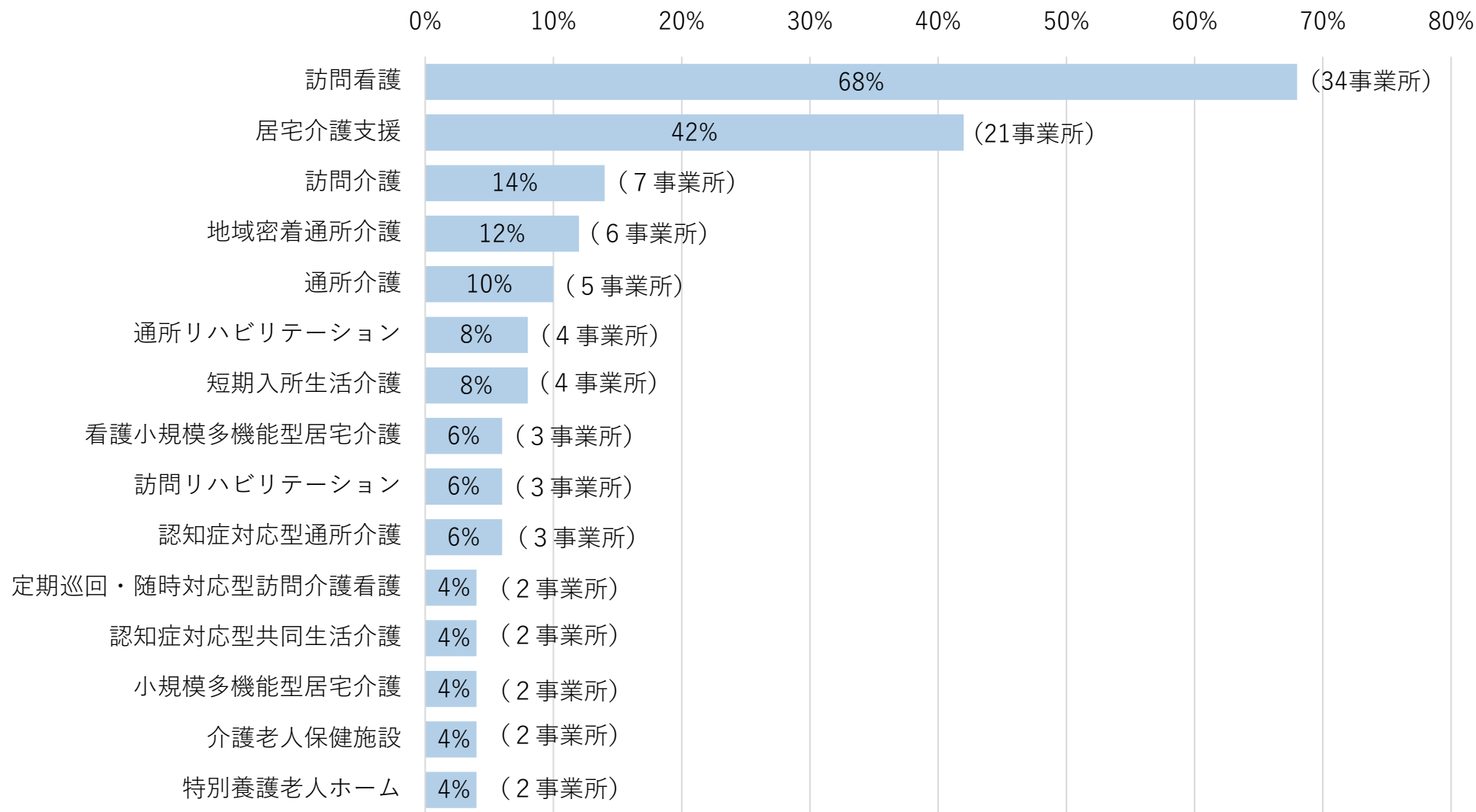
(請求事業所数は、通所介護(療養通所介護事業所)の値を使用している)

※介護予防サービスは含まない。

療養通所介護事業所の併設サービス

○療養通所介護の事業所に併設しているサービスについて、最も多いのは「訪問看護」の68%であった。

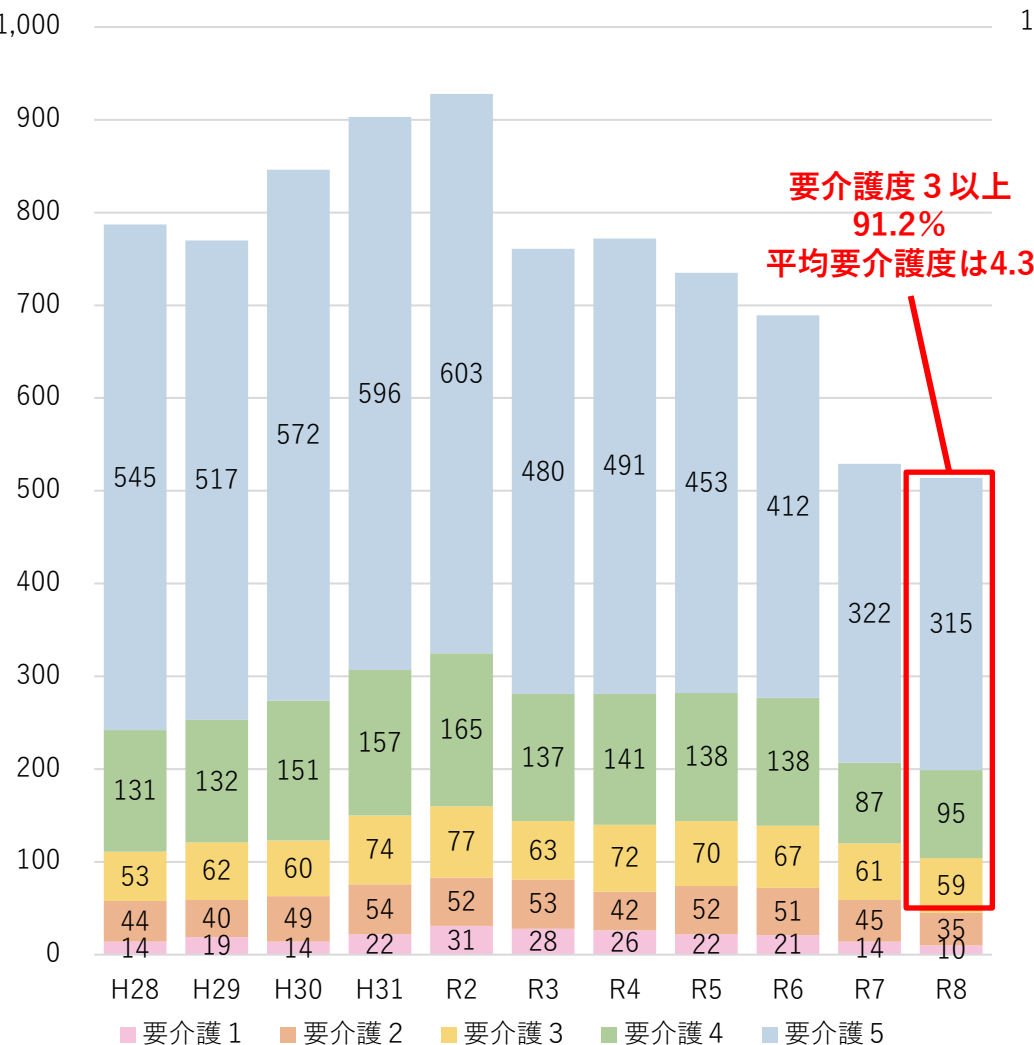
■事業所に併設しているサービス（n=50、複数回答）（令和7年6月末時点）



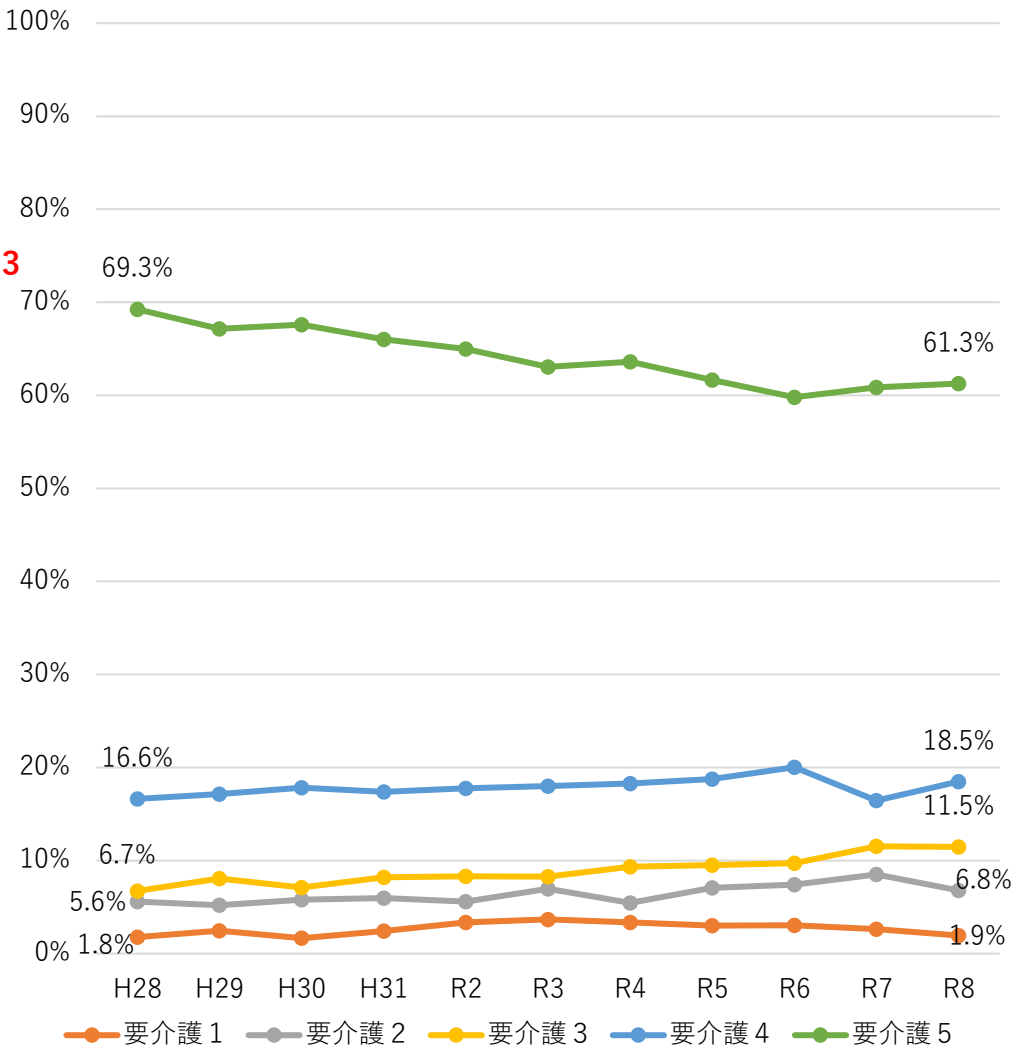
療養通所介護利用者の利用者数

- 療養通所介護の利用者数は令和3年度より減少している。
- 療養通所介護の利用者数割合は要介護5が最も多いが僅かに減少傾向にあり、その他は横ばいで推移している。

■ 要介護度別利用者数
(人)

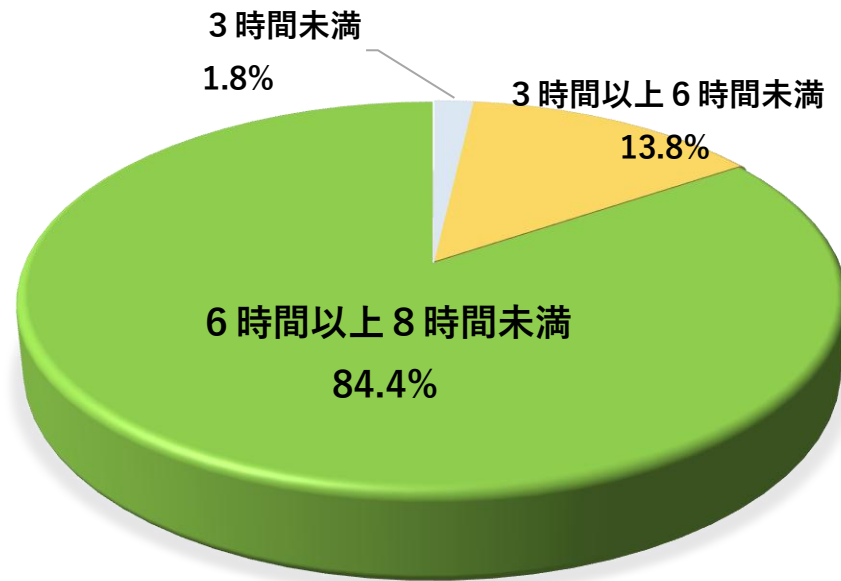


■ 要介護度別利用者数割合の推移



- 療養通所介護は、6 時間以上 8 時間未満の区分の利用が84.4%となっており、1ヶ月の平均利用回数は、3時間以上6時間未満の区分が0.9回、6時間以上8時間未満の区分が5.2回となっている。
- 1ヶ月のサービス提供において、2割の利用者が1回以上サービス利用をキャンセルしており、その主な理由は、体調不良に伴う自宅療養や入院がそれぞれ約2割となっている。

■ 時間区分別利用割合（n=3,310回）



■ 平均利用回数（月）（n=535名）

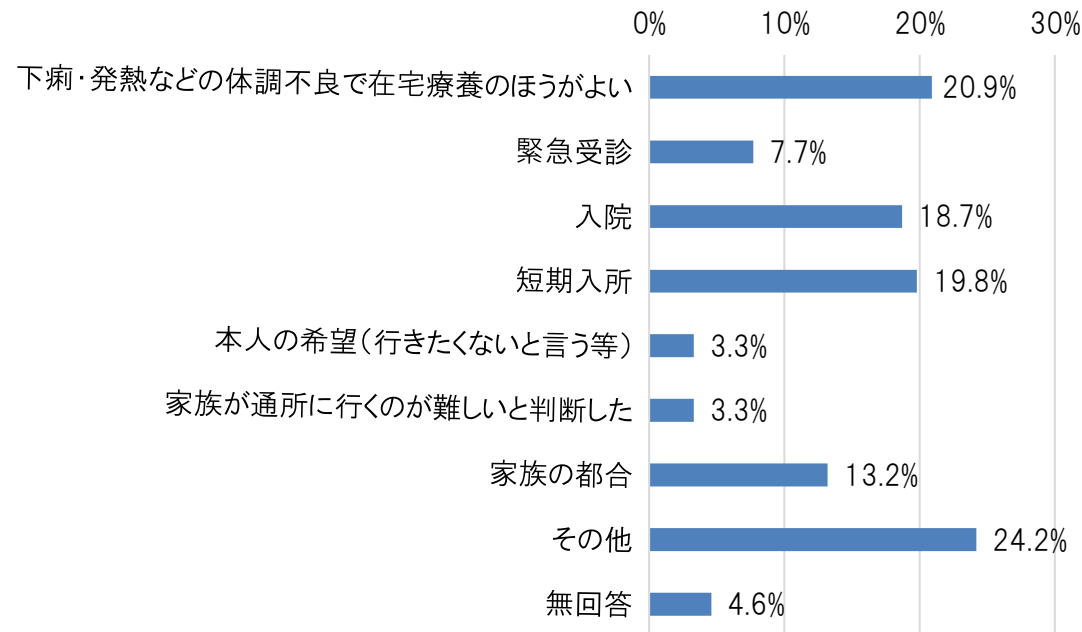
3 時間以上 6 時間未満	0.9回
6 時間以上 8 時間未満	5.2回

■ 令和元年11月のキャンセルした利用者数

（利用者数＝453人、回答事業所数：49）

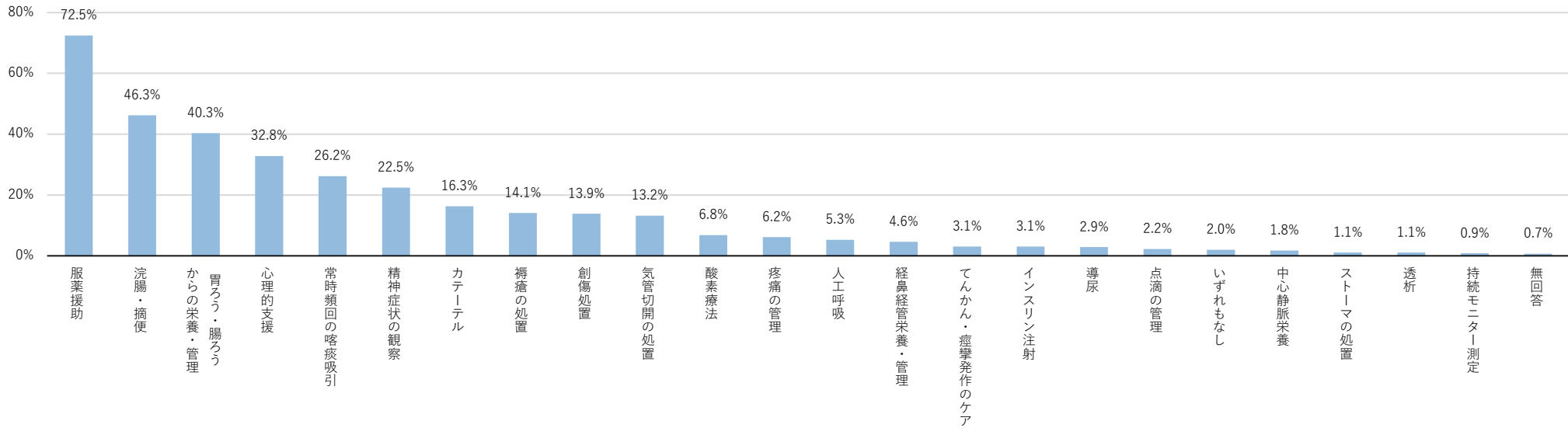
1 ヶ月間で 1 回以上 キャンセルした総実人数	91人 (20.0%)
-----------------------------	----------------

・ キャンセルの主な理由（複数回答）

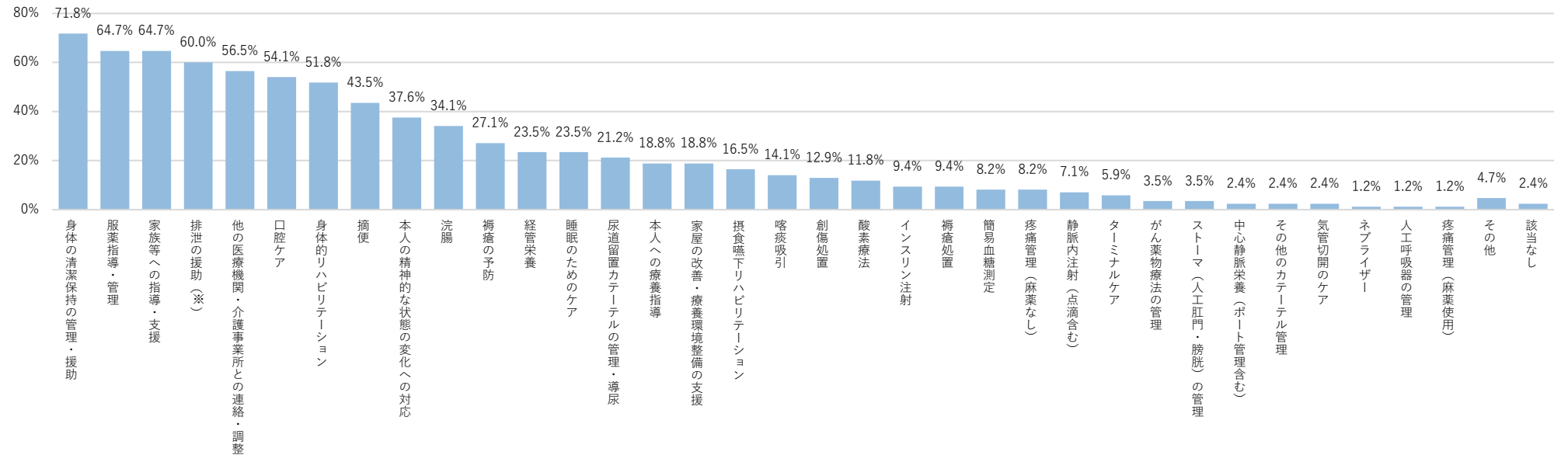


療養通所介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用者の状況

■療養通所介護の利用者の状態（n=454、複数回答）



■看護小規模多機能型居宅介護の利用者に提供したケア（n=85、複数回答）※無回答を除く



（※）尿道留置カテーテルの管理・導入
浣腸、排便を除く

【出典】令和元年度老人保健健康増進等事業「地域共生社会に貢献する看護小規模多機能型居宅介護事業所および療養通所介護の多機能化に関する調査研究事業」及び令和7年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の役割と設置促進に関する調査研究事業」より老健局老人保健課にて作成

(参考)受給者数(千人)

小規模多機能型居宅介護

n= 1,223.0

平均要介護度： 2.4

看護小規模多機能型居宅介護

n= 271.8

平均要介護度： 3.2

特定施設入居者生活介護

n= 3,005.8

平均要介護度： 2.7

認知症対応型共同生活介護

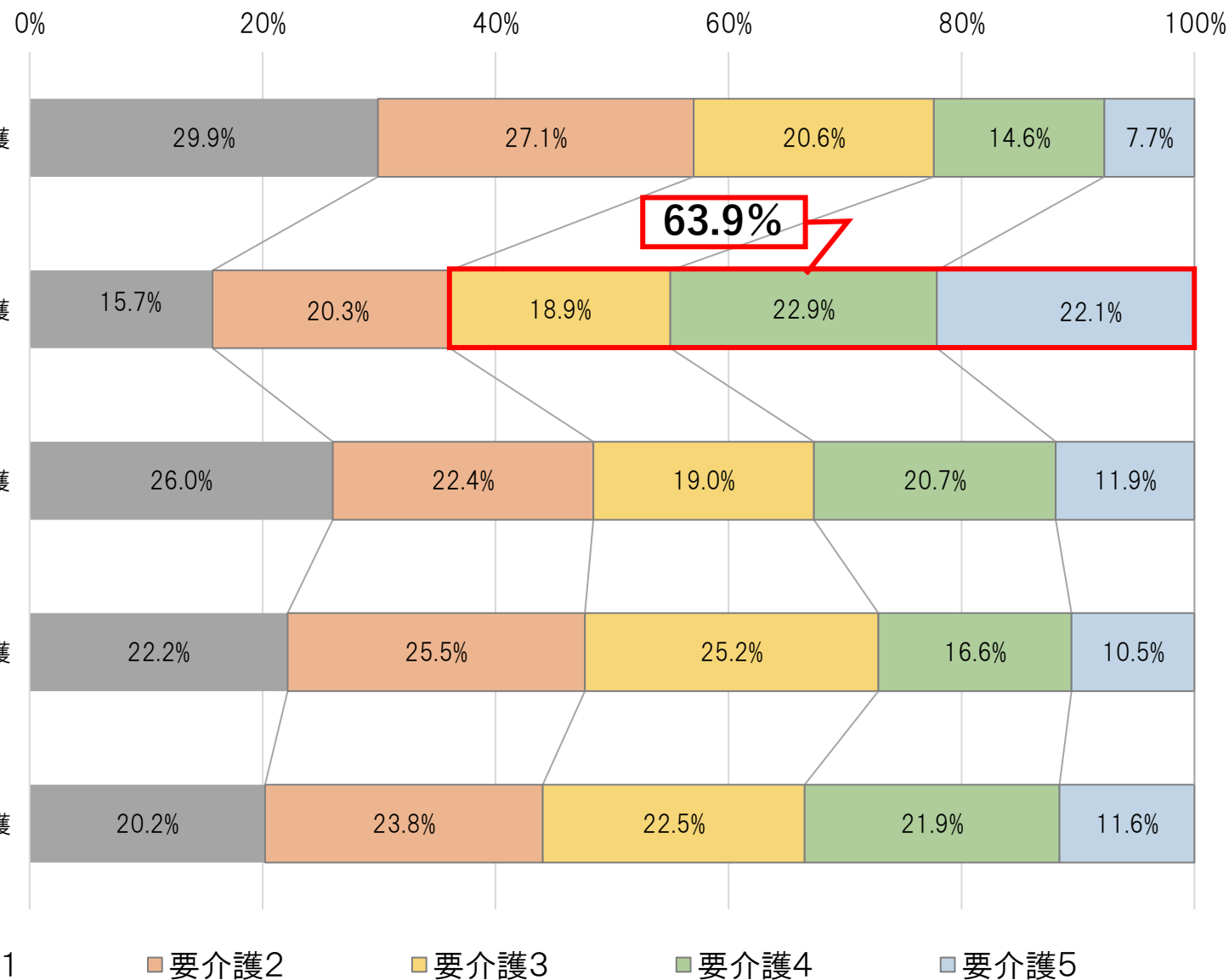
n= 2,607.0

平均要介護度： 2.7

地域密着型特定施設入居者生活介護

n= 101.9

平均要介護度： 2.8



論点 サービス提供の在り方について

論点①

- 請求事業所数、利用者数、費用額のいずれも、近年減少傾向であり、減少した分は、地域において他の介護保険サービス等が本サービスの医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の生活を支える役割を担っている可能性が想定される。
- 医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の生活を支える通所サービスを安定的に提供するために、療養通所介護のサービスを継続することについてどのように考えるか。

対応案

- 請求事業所数、利用者数、費用額のいずれも近年減少傾向であるが、医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の生活を支える通所サービスに対するニーズは今後も続くことが予想されることから、本サービスの将来的な在り方について必要な検討を行うこととしてはどうか。

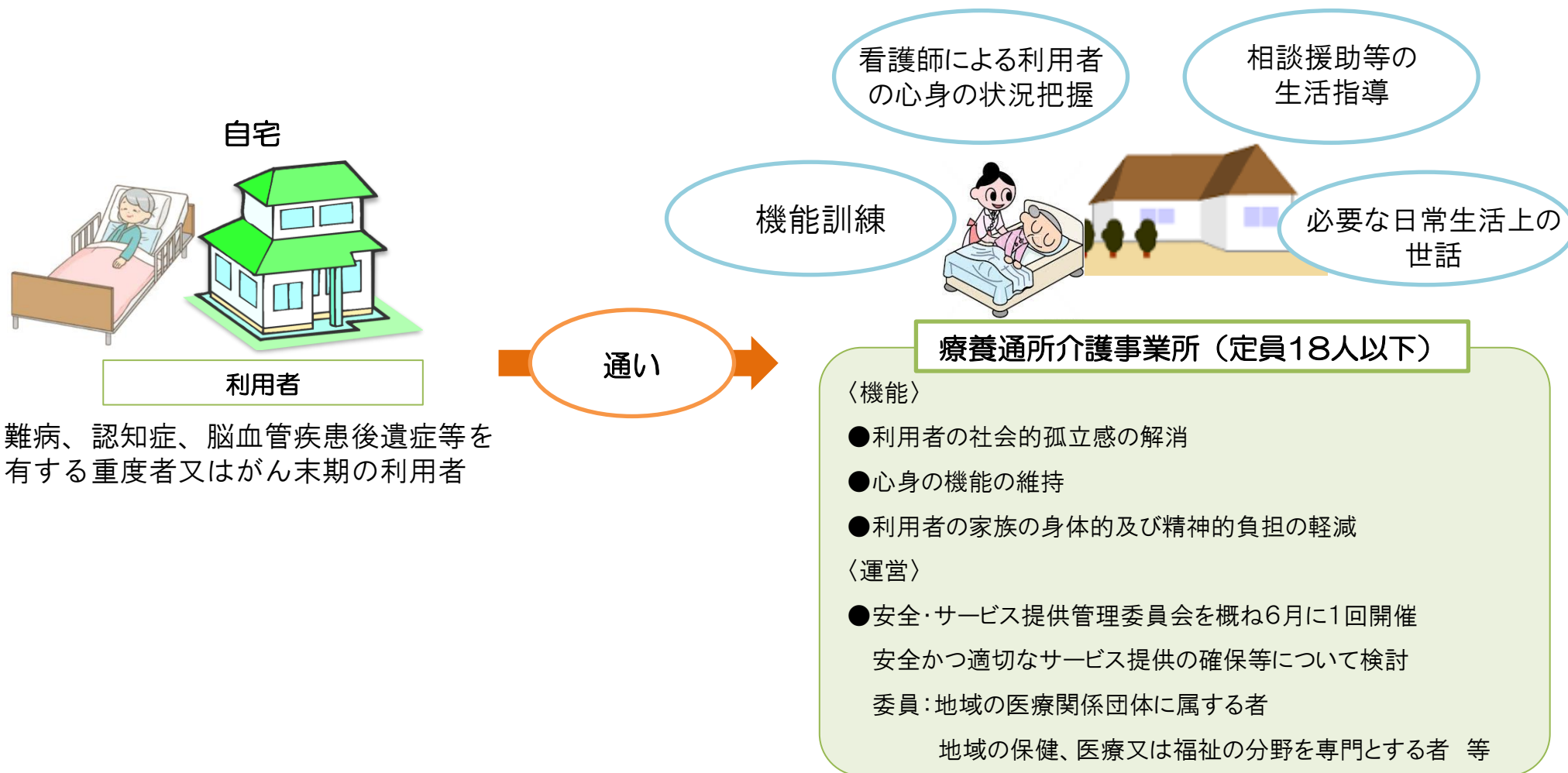
1. これまでの分科会における主なご意見

2. 現状と課題及び論点

 3. 参考資料

療養通所介護の概要

- 主に、難病等の重度要介護者やがん末期の者であって、サービス提供に当たり看護師による観察が必要な利用者を対象とする地域密着型サービス。
- 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。



難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん末期の利用者

療養通所介護の概要

基本方針

指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

定義

指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者（大臣が定める者）であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第40条の9に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第38条）

項目		内容
人員に関する基準	看護職員又は介護職員の数	○提供時間帯を通じて、利用者の数が1.5に対し専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上 ○1人以上は専ら指定療養通所介護の職務に従事する常勤の看護師
	管理者	○専らその職務に従事する常勤の看護師（管理上支障がない場合、同一事業所によって設置された他の事業所、施設等と兼務可能）
	利用定員	○18人以下
設備・備品等	事業所	○専用の部屋のほか、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等
	専用の部屋	○利用者1人につき6.4平方メートル以上 ○明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること

令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告（令和 5 年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

（療養通所介護）

【地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組（療養通所介護）】

- 療養通所介護は、医療ニーズを有する中重度の要介護者、障害者等に対する一体的なサービス提供を行っていることから、地域包括ケア・地域共生社会の拠点として、障害福祉サービス等との更なる連携を推進するための方策を検討していくべきである。